

令和7年度 住宅等に関する補助一覧



種類	補助金名	補助対象	補助額	問合せ先
耐震診断	白岡市 既存建築物 耐震診断補助事業	昭和56年5月31日以前に建築した木造2階建て以下の住宅、併用住宅の耐震診断 ※実績報告書を令和8年3月10日までに提出できるもの (予算が無くなり次第終了)	耐震診断料が 10万円以下の場合は5万円 10万円を超えた場合は上限8万2千円	
耐震改修	白岡市 既存建築物 耐震改修補助事業	上記の耐震診断の結果、倒壊の恐れがある(上部構造評点1.0未満)住宅 ※実績報告書を令和8年3月10日までに提出できるもの (予算が無くなり次第終了)	改修費用の23% かつ上限40万円	建築課 内線234
耐震シェルター	白岡市 既存建築物 耐震シェルター補助事業	上記の耐震診断の結果、倒壊の恐れがある(上部構造評点1.0未満)住宅 ※実績報告書を令和8年3月10日までに提出できるもの (予算が無くなり次第終了)	工事に要した費用 かつ上限10万円	
リフォーム	白岡市住宅 リフォーム資金補助事業	①市内に住宅があること(自己所有、または賃貸住宅の場合は、所有者の承諾が必要)。 ②市内事業者が行う工事で工事費が10万円以上のもの。 ③工事の着手⇒補助金交付決定後。 工事の完了⇒令和8年2月28日まで。 [第1次受付]5月1日(木)～5月30日(金) 予算額を超えた場合は抽選。 ※第1次受付で予算額超えなかった場合は、[第2次受付]を6月2日(月)から先着順。 (予算が無くなり次第終了)	補助対象経費の5% 補助上限:7万円	商工観光課 内線293、294
バリアフリー化	白岡市 障害者等日常生活用具 給付等事業	【対象者】 下肢、体幹機能障害を有する障害等級3級以上の障害者等 【内容】 スロープ、手摺、トイレの改修等 (申請は1人1回のみ)	費用の90% かつ上限20万円	福祉課 内線 162～165
	介護保険における 住宅改修費給付事業	【対象者】 要介護認定者 要支援認定者 【内容】 スロープ・手摺の取付、トイレの改修等	支給限度基準額20万円として、住宅改修にかかった費用の9割(一定以上の所得者は7割または8割)を介護保険の給付費として支給	高齢介護課 内線178、179
合併処理浄化槽への転換	白岡市 浄化槽設置整備事業	新築、増築(別棟を建築するものに限る。)や改築など伴わず、くみ取り便槽や単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換 ※実績報告書を令和8年2月27日までに提出できるもの (予算が無くなり次第終了)	上限 【転換費】 5人槽 352,000円 7人槽 434,000円 10人槽 568,000円 【処分費】 くみ取り便槽 60,000円 単独処理浄化槽 90,000円 【配管費】180,000円	上下水道課 電話番号 92-1645

省エネルギー設備の設置	白岡市 住宅用創エネ・省エネ機器設置費補助金	<p>【対象者】 自らが居住する市内の既存住宅及び自ら居住するために市内に購入する既存住宅に、補助対象機器をこれから設置する方又は電気自動車等を 購入する方 [受付]令和7年4月14日～ ※定置用リチウムイオン蓄電池、V2H充放電設備については、新築住宅も補助の対象。 ※機器の購入・設置を行う前の事前の申請が必要 ※実績報告書を令和8年3月13日までに提出できるもの ※住宅用の機器に限る (予算が無くなり次第終了)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム 3万円 ・LED照明器具 (スタンドライト及び電球タイプは補助の対象外) 上限5千円 ・定置用リチウムイオン蓄電池 3万円 ・V2H充放電設備 3万円 ・電気自動車(EV・PH(E)V) 5万円 	環境課 内線285、286
	白岡市 重点対策加速化事業 太陽光発電設備等設置費補助金	<p>【対象者】 自らが居住する市内の既存住宅及び自ら居住するために市内に購入する住宅に、補助対象機器をこれから設置する方 [受付]令和7年4月14日～ ※工事請負契約及び機器の購入・設置を行う前の事前の申請が必要 ※実績報告書を令和8年2月13日までに提出できるもの ※住宅用の機器に限る (予算が無くなり次第終了)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備 最大35万円 ・定置用蓄電池 最大36万1千円 ・LED照明機器 最大5千円 <p>※補助要件や補助金額については市ホームページにてご確認ください。</p>	環境課 内線285、286
空家等の除却	白岡市 空家等除却補助金	<p>昭和56年以前に建築され、1年以上居住又は使用されていない一戸建て住宅の除却等に要する経費 [受付]令和7年4月9日～ ※工事前の事前の申請が必要 ※実績報告書を令和8年3月13日までに提出できるもの (予算が無くなり次第終了)</p>	<p>除却工事に要する費用、除却によって排出された廃材の撤去及び処分に要する経費(家財処分費用は除く)の合計額の2分の1の額(1,000円未満の端数は切捨て) 上限:300,000円</p>	環境課 内線284、285
空家等を除却した跡地に係る固定資産税等の補助	白岡市 空家等除却に係る固定資産税等相当額補助金	<p>「白岡市空家等除却補助金」の交付を受けて除却した跡地で、更地のままであり他の用途等に使用していないなど一定の条件を満たしている場合 [受付]白岡市空家等除却補助金事業完了後 ※補助金の交付は令和8年度以降になります</p>	<p>「除却年の翌年の1月1日を賦課期日とした補助対象地に係る住宅用地特例が適用された場合の固定資産税等の税相当額」と「当該年度に実際に賦課された補助対象地に係る固定資産税等の税相当額」との差額(100円未満の端数は切捨て)</p>	環境課 内線284、285

(注意)補助については、事前に申請が必要となります。詳細については、担当課にお問い合わせください。

白岡市役所 白岡市千駄野432 電話番号 0480-92-1111

上下水道課 白岡市高岩2211(高岩浄水場内) 電話番号 0480-92-1645